

由布市消防本部応急手当に係る見舞金支給基準

令和8年1月6日

(目的)

第1条 この基準は、バイスタンダー（由布市消防本部が管轄する地域内における救急現場に居合わせた者をいう。以下同じ。）が応急手当の実施により由布市消防本部の救急業務に協力し、その応急手当の実施に伴い感染症の罹患が疑われた際の検査費用を、見舞金として支給することでその損害を軽減し、誰もが安心して応急手当ができる環境を整え、応急手当の普及啓発を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において用いる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 応急手当 心肺蘇生処置、大出血時の止血、疾病者管理、外傷の手当、搬送等をいう。
- (2) 偶発的事故 応急手当の実施中に生じた偶然な事故をいう。
- (3) 心肺蘇生処置 人工呼吸、胸骨圧迫心マッサージ及びA E D（自動体外式除細動器）による除細動をいう。
- (4) 感染症 エボラ出血熱、南米出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白隨炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る。）、H B V、H C V、H I V及び梅毒をいう。
- (5) 検査 直後検査及び検査結果をいう。
- (6) 直後検査 偶発的事故が発生してからその日を含めて7日以内（7日目の午後12時までをいう。）に行うもので、応急手当の実施と関係なく既に感染症に罹患していないかを確認するための血液検査をいう。
- (7) 結果検査 直後検査を行った日から、その日を含めておおむね3カ月経過した時点で行うもので、偶発的事故による感染の有無を調べるための血液検査をいう。
- (8) H B V B型肝炎ウイルスをいう。
- (9) H C V C型肝炎ウイルスをいう。
- (10) H I V ヒト免疫不全ウイルスをいう。

(適用要件)

第3条 この基準の適用要件は、次の場合によるものとする。

- (1) バイスタンダーが偶発的な事故により感染症に罹患した疑いのある場合において、応急手当を実施した事実及び応急手当の実施に伴い感染症に罹患した疑いがあることを由布市消防本部が客観的に判断できるとき。

(感染検査見舞金の支給)

第4条 第3条に規定する適用要件に該当する者（以下「見舞金支給対象者」とい

う。) が、感染症の検査を受けた場合に感染検査見舞金 2 万 5 千円を支給する。

(見舞金の支給を認めない場合)

第5条 次に掲げる事由によって生じた事故に対しては見舞金を支給しない。

- (1) 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者 (法定相続人をいう。以下同じ。) の故意又は重大な過失。
- (2) 見舞金支給対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。
- (3) 見舞金支給対象者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用。
- (4) 見舞金支給対象者の疾病又は心神喪失。
- (5) 地震、噴火又はこれらによる津波。
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動 (群衆又は多数の者が集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。)。
- (7) 核燃料物質 (使用済燃料を含む。以下同じ。) 若しくは核燃料物質によって汚染された物 (原子核分裂生成物を含む。) の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故。
- (8) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染。

2 見舞金支給対象者の請求又は受領に不正の事実があった場合その他由布市消防本部が不適正と判断した場合は、見舞金を支給しない。

(事故の報告)

第6条 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者が見舞金の支給を受けようとするときは、その原因となった事故の日を含めて 30 日以内に事故発生の状況を、偶発的事故発生状況報告書 (様式第 1 号) をもって由布市消防本部に届け出るものとし、由布市消防本部が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

2 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者が正当な理由なく前項に規定する報告を行わなかったとき、又はその報告について知っている事実を告げなかつたとき、若しくは不実のことを告げたときは、見舞金を支給しない。

(見舞金の請求)

第7条 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者が、見舞金の支給を受けようとするときには、感染検査見舞金請求書 (様式第 2 号) を提出させるものとする。

2 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者が、見舞金の請求を他人に委任する場合には、前項に規定する提出書類のほか、委任を証する書類を提出させるものとする。

3 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者に対し、同条第 1 項及び第 2 項以外の書類の提出を求めることができるものとする。

4 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者が、同条第 1 項又は第 2 項の規

定に違反したとき、又は提出書類において知っている事実を告げず若しくは不実のことを告げたときは、見舞金を支給しない。

(見舞金の支給手続)

第8条 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者から第7条第1項及び第2項の書類等を受領した日から30日以内に見舞金が支給されるよう手続を行うものとする。

2 前項の支給は、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和8年1月6日から施行する。
- 2 施行日より30日以前に実施した応急手当により生じた偶発的事故については適用しない。

様式第1号（第6条関係）

由布市消防本部応急手当に係る偶発的事故発生状況報告書

年 月 日

由布市消防本部

報告者 住 所
氏 名
連絡先

記

発生した日時	年 月 日 時 分頃
発生した場所	由布市 挿間町・庄内町・湯布院町
発生時の状況	

様式第2号（第7条関係）

由布市消防本部応急手当に係る感染検査見舞金請求書

年 月 日

由布市長

請求者 住 所
氏 名
連絡先

印

記

請求額 金25,000円

請求内容 由布市消防本部応急手当に係る見舞金
偶発的事故の発生日 年 月 日
感染症検査の実施日
直後検査 年 月 日
結果検査 年 月 日

添付書類 ① 本人確認書類の写し
② 通帳等口座確認書類の写し
③ 感染症検査実施確認書類の写し